

○福島地方水道用水供給企業団監査委員 庶務規程

〔 昭和 60 年 11 月 1 日
監 委 訓 令 第 1 号 〕

改正 平成 15 年 3 月 13 日監委訓令第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、監査委員の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の協議に付する事項）

第 2 条 監査委員の協議に付する事項は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 監査委員に関する諸規程に関する事項
- （2） 監査、検査又は審査の実施計画及び執行に関する事項
- （3） 監査、検査又は審査の結果の報告、通知、公表等に関する事項
- （4） その他重要と認める事項

（会議の招集）

第 3 条 監査委員の会議は、代表監査委員がこれを招集する。

（監査等の結果の公表）

第 4 条 監査等の結果は、監査委員の協議を経た後でなければこれを外部に公表することができない。

（職員）

第 5 条 職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 200 条第 4 項に規定する職員をいう。）には、企業長の事務部局の職員を充てる。

（職務）

第 6 条 書記その他の職員は、監査委員の命を受け、事務に従事する。

（公印）

第 7 条 監査委員の公印の種類、名称、書体、形状、寸法、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の調整、保管及び取扱いについては、企業長の事務部局の例による。

（文書の取扱い）

第8条 監査委員の文書の取扱いについては、企業長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月13日監委訓令第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

第2編 議会・監査（福島地方水道用水供給企業団監査委員庶務規程）

別表（第7条関係）

種類	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者	個数
職	福島地方水道用水供給企業団監査委員之印	古印体	福島地方水道用水供給企業団監査委員之印	方25	企業団監査委員名をもってする文書	総務課長	1
印	福島地方水道用水供給企業団代表監査委員之印	古印体	福島地方水道用水供給企業団代表監査委員之印	方25	企業団代表監査委員名をもってする文書	総務課長	1